**本宮市ケアマネジメント基本方針**

　本宮市では、介護支援専門員、地域包括支援センター等、ケアマネジントに携わる全ての者が共通認識を持って介護等が必要な方の自立支援・重度化防止に向けた支援を行うため、「指定居宅介護(介護予防)支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、本市のケアマネジメント基本方針を策定しました。

この基本方針により、介護等が必要な方の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、寄り添いながら、必要なサービス等の給付を行うことを目指します。

　ケアマネジメントに携わる皆さまにおかれましては、基本方針に基づいた介護保険の運営にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

# １．居宅介護支援に関する基本方針

1　要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3　指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4　事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

5　要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

6　自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

# ２．介護予防支援に関する基本方針

1　利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4　事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、(障害者総合支援法に規定する)指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5　利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

6　介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

7　自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。